

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録
HP版議事録

(整理番号0878)

第2回専門部会

令和6年8月2日 非公開

開催日時	令和6年8月2日	11時35分～11時55分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 中央最低賃金審議会の目安答申の報告について 2 最低賃金に関する基礎調査結果等について 3 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名でございます。 よって当専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願ひいたします。
事務局	ただいまから、第2回群馬県最低賃金専門部会を開催いたしま

	<p>す。</p> <p>議事に入る前に資料4についてご説明いたします。これは、日本共産党群馬県委員会、日本共産党群馬県議団より提出されました「最低賃金時給大幅引き上げの実現に関する申し入れ」でございます。</p> <p>では、議事の進行につきましては、■部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>議事に入る前に、ただいまの事務局からの資料の説明につきまして、ご質問等ございますか。</p>
各委員	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>では、ないようですので、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、中央最低賃金審議会の目安答申の報告について、事務局からお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい、地域別最低賃金額改定の目安答申の内容といたしましては、資料1のとおり公益委員より見解が提示され、引き上げ額の目安は全国一律50円ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、最低賃金に関する基礎調査結果などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは今年度、群馬労働局で実施いたしました最低賃金基礎調査の結果につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>すみません、着座にて失礼いたします。</p> <p>資料2をご覧ください。資料の右上にページを振ってありますので、資料説明にあたりましては、このページで説明をさせていただきます。</p> <p>まず1ページをご覧ください。令和6年度最低賃金に関する基礎調査の概要につきまして、説明させていただきます。</p> <p>当該調査の依頼事業者数は、2,064件でありました。それに対しまして、有効回答件数は、1,024件、回収率は49.6%でありました。</p>

調査対象地域につきましては、群馬県全域になります。

調査対象の業種及び事業所規模につきましては、製造業、新聞業、出版業は100人未満の事業所、卸売業、小売業、学術研究・専門・技術サービス業、飲食店・宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉・サービス業は30人未満の事業所を調査いたしました。

従いまして、当該調査につきましては、中小企業の事業所が調査の対象となっておりますので、中小事業所の労働者の実態を明確に把握できるようにしたものとなっております。

また、集計につきましては、令和3年経済センサス活動調査の結果に基づきます事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元の上、集計をしております。なお、月給者及び日給者につきましては、時間額に換算して、集計をしております。

従いまして、調査結果の反映につきましては、あくまで対象とした産業及び規模の母集団事業所の範囲に限る推計となっております。

次に、調査結果の説明の前に、賃金統計用語について説明をさせていただきますので、2ページをご覧ください。

まずは未満率について説明いたします。未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合のことを言います。現行の群馬県最低賃金が、時間給935円ですので、時間給934円までが最低賃金未満者ということになります。

次に影響率についてです。影響率とは、最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合となります。

続きまして、第1・4分位数です。第1・4分位数とは、数値の集まりがあるとき、数値を低いものから高いものへと順番に並べた際、低いほうから見て全体の4分の1に当たる数値のことと言います。

中位数につきましても、いま説明した位数同様に、全体の2分の1、中央に当たる数値のことを言います。第3・4分位数についても同様に、低いほうから見て全体の4分の3に当たる数値を言います。

それでは、最低賃金に関する基礎調査結果の説明に移りますので、次の3ページをご覧ください。この表は、1時間当たりの所定内賃金に対しての累積労働者数と累積度数分布を表したものになります。この表の上部に記載されております合計労働者数、313,287人、これにつきましては、群馬県のすべての労働者数ではなくて、先ほど説明いたしました調査対象業種及び事業所規模の母集団の労働者数の合計となっております。

賃金のきざみ方の方法につきましては、4ページに記載がございますとおり、924円以下、925円から1,035円までは1円きざみ、1,036円から1,039円までは4円きざみ、1,040円から1,099円までは10円きざみ、1,100円から1,999円までは100円きざみ、そして2,000円以上の賃金階級で集計をしております。

ちょっと戻っていただきまして、先ほどの3ページの表の見方といったしまして、現行の群馬県の最低賃金が935円ですので、最低賃金未満となります934円、こちらの労働者は、右を見ていただきますと、5,152人、未満率は1.6%ということになります。

次に、5ページをご覧ください。この表につきましては、労働者を累積ではなく、1時間当たりの所定内賃金ごとの分布で表したものになります。一般労働者とパート労働者に分けて表示しております。

続きまして、6ページをご覧ください。この表につきましては、全労働者及びパート労働者別、さらには産業別に1時間当たりの賃金額の平均賃金額を分位数、中位数ごとに表したものになります。例えば、1番上の表の全労働者数、全労働者の総計をご覧いただきますと、平均賃金額は、1,468円となっております。この平均賃金額は、累積労働者全員の賃金額を総計いたしまして、その労働者数で除したものとなっております。表、右側の中位数、全労働者の総計をご覧いただきますと、1,240円となっております。このように平均賃金と中位数では、金額が異なることがわかります。

続きまして、7ページをご覧ください。この表は、群馬県最低賃金額と1時間当たりの賃金額の特性値の推移になります。右上のグラフは、今年度を含む5年分の未満率と影響率の推移を表しております。

次に、8ページをご覧ください。この表は、産業別に令和2年度から令和6年までの1時間当たりの賃金額の特性値の推移を表したものになります。

続きまして、9ページをご覧ください。この表は、最低賃金引上げ額・引上げ率と影響率の関係表になります。引上げ額が、0円から60円までについて表しております。引上げ率0円を見ますと、影響率は未満率と同様の1.6%になります。1円ずつ引き上げる額が上がるごとに、影響率が高くなることがわかるかと思います。

最後に、10ページ以降をご覧ください。10ページから13ページにつきましては、最低賃金に関する基礎調査の表を、厚生労働省のHPなどで公開することとなっておりまして、本年度も公開させていただく表を資料に入れさせていただいております。10ページにつきましては、産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域

	<p>別、年齢別の労働者数を示した表になっており、全ての産業かつ全ての就業形態の集計結果となっております。</p> <p>11 ページにつきましては、産業・就業形態別の賃金額階級別、性別、年齢別の労働者数を示した表となっておりまして、10 ページの先ほどの労働者数を男女別に表したものになっております。</p> <p>12 ページにつきましては、地域・産業・就業形態・規模・職種別の賃金額階級別、勤続年数別の労働者数を示した表となっておりまして、各賃金の区分において、勤続年数別に見た労働者数を示したものになっております。</p> <p>13 ページにつきましては、諸手当の種類別労働者 1 人平均支給額の表となっております。</p> <p>これらの資料につきましては、12 月頃に、政府統計が確認できるポータルサイトの e-Stat に掲載される予定となっております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、令和 6 年度最低賃金に関する基礎調査結果の説明をさせていただきました。この調査結果が、委員の皆さまのお役に立てれば幸いと存じまので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは続きまして、2 点目につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>そうしましたら、資料 3 をご覧ください。</p> <p>群馬県における生活保護と最低賃金の比較に関しまして、各種データより取りまとめたものをつけております。群馬県の最低賃金は生活保護を上回っておりますので、ご確認をお願いいたします。</p>
部会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。

	<p>それでは、群馬県最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>先ほどの事務局報告にあったとおり、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の公益委員見解により、引き上げ額の目安は全国一律 50 円が示され、答申が行われました。</p> <p>今までの資料等も参考にいたしまして、具体的な審議を行っていきたいと思います。</p> <p>最低賃金額の改正にあたりましては、労使それぞれ、具体的な数字を用意しておられましたら、その金額等についてご発言をお願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員からお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>■ 委員、お願ひいたします。</p>
■ 委員	<p>労側委員の ■ です。具体的な金額はですね、特に今回用意してきませんでしたが、本審でも申し上げましたが、目安額どおりの引き上げでは地域間格差は解消されないものと思っております。またですね、こちらの少しずつ上げていくことによって、近隣県との格差改善をすることで、人材の確保、企業経済の活性化に繋げられればと思っております。</p> <p>また、企業の状況についても、先ほど使側委員からお話を伺ったように、厳しいとは伺っておりますが、やっぱり先ほどお話を伺ったように、金額というのは重要な要素だと思っておりますので、慎重に論議をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員でご発言がございましたらお願ひいたします。</p>
■ 委員	<p>使側の ■ です。非常に難しい判断になると思いますけれども、この中からいろいろと精査していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>労使委員の先生方で、他にございませんか。</p>
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。

	さらにご意見等あれば審議を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 それでは、本日はここまでといたしまして、労使それぞれ検討する時間も必要かと思います。次回の専門部会で結論が得られますよう審議していただくことといたしまして、本日の審議につきましては、以上でよろしいでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	ありがとうございます。 最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。
事務局	特にございません。
部会長	本日の審議項目は以上ですが、他にご意見等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	はい、ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項は無し、ということでおよろしいでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	はい。ありがとうございます。 非公開事項は無し、と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第2回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れさまでした。